

会津美里町選挙管理委員会告示第 82 号

会津美里町投票区再編検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日

会津美里町選挙管理委員会委員長 小沼 會志



会津美里町投票区再編検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 この要綱は、会津美里町投票区の再編等に関し、必要な事項について検討を行うため、会津美里町投票区再編検討委員会 (以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 投票区の再編及び見直し等に関する事項
- (2) その他投票区の在り方に関し必要な事項

第 3 条 委員会の委員の定数は、10 人以内とする。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから会津美里町選挙管理委員会 (以下「選挙管理委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区長会
- (3) 各種団体
- (4) 公募委員
- (5) その他選挙管理委員会が必要と認めた者

3 委員に欠員が生じたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から選挙管理委員会に答申を行う日までとする。

ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の書面開催)

第7条 委員長は、会議を招集する暇がないと認めたときは、期日を指定して書面により委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- 2 前項の場合において、指定の期日までに到着しないものは、議決の数に加えないものとする。
- 3 第1項の規定による会議を開催する場合、前条第3項中「出席委員の過半数をもって」とあるのは、「委員の半数以上の書面による回答がなければ」と読み替えるものとする。
- 4 委員長は、第1項の規定による会議の結果をその後に招集される最初の会議において、議事の結果を報告しなければならない。

(報償)

第8条 委員会の委員の報償は、1回当たり3,000円とする。

- 2 前条第1項の規定による会議による委員の報償は、前項の規定による。ただし、指定の期日までに書面が到着しない場合は、この限りでない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、選挙管理委員会事務局において行う。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長と協議して選挙管理委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年12月17日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、選挙管理委員会が招集する。